

令和6年3月13日

それぞれの宛名で提出
最高裁判所長官
戸倉三郎様
財務大臣
鈴木俊一様

長野家庭裁判所佐久支部において、
家庭裁判所調査官の常駐、少年審判の取
扱い、及びエレベーターの設置を求める
要望書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

要 望 書

第1 要望の趣旨

- 1 長野家庭裁判所佐久支部に、家庭裁判所調査官を直ちに常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、早期に少年審判の取扱いを開始すること。
- 3 長野地方・家庭裁判所佐久支部庁舎に、早急にエレベーターを設置すること。

第2 要望理由

1 家庭裁判所調査官の常駐について

- (1) 当協議会は平成30（2018）年に設立して以降、毎年、長野家庭裁判所佐久支部（以下「佐久支部」といいます）への家庭裁判所調査官（以下「調査官」といいます）の常駐を求めています。未だに実現していません。佐久支部の管内人口は長野家庭裁判所の6支部の中で3番目に多い状況にありながら、調査官0名の状況が続いており（長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）、社会状況に照らして司法機関の整備状況について不平等な状態が続いています。

- (2) ここ数年の佐久支部管内の社会状況としては、令和2（202

0) 年に軽井沢町が全国の町村で最も多い595人の人口社会増を記録し、令和3(2021)年には御代田町が長野県内で最多の167人の純人口増加(社会増252人)を記録するとともに、佐久市も長野県内で最多の人口社会増306名を記録しました。

また、直近に公表された令和5(2023)年中の長野県の年間人口増減においても、佐久支部管内11市町村のうち5市町村が人口社会増を記録し(小諸市289人増、佐久市286人増、南牧村21人増、軽井沢町267人増、御代田町445人増)、管内全体で1,169人の人口社会増を記録しています。軽井沢町と御代田町は人口社会増だけでなく純人口も相当程度増加しています(軽井沢町93人増、御代田町328人増)。

少子高齢化により、純人口は全国的・全県的に減少している状況ですが、下記表1のとおり、佐久支部管内は本庁及び他の全支部と比べて格段に良好な数値を示しており、直近だけでなく過去10年に遡ってみても長野県内で最も人口が維持されている地域です。

【表1：管内人口の状況】

	管内人口(人) (R5. 1. 1)	管内人口(人) (R6. 1. 1)	前年比 (人)	前年比 (%)	正検事 常駐
長野本庁	532,766	527,809	△4,957	△0.9	○
上田支部	262,657	260,625	△2,032	△0.8	○
佐久支部	<u>202,637</u>	<u>201,925</u>	<u>△712</u>	<u>△0.4</u>	<u>×</u>
松本支部	499,253	496,426	△2,827	△0.6	○
諏訪支部	190,277	188,604	△1,673	△0.9	×
飯田支部	151,441	149,564	△1,877	△1.2	○
伊那支部	177,169	175,648	△1,521	△0.9	×
全県	2,016,200	2,000,601	△15,599	△0.8	

しかも、令和4（2022）年9月には、北陸新幹線佐久平駅前
の約21.3haに及ぶ佐久平駅南土地区画整理事業における公共施
設工事・造成工事が完成し、長野県内最大級のホームセンターやシ
ョッピングモール、民間の大型マンション等々が続々と建設されて
おり、今後も、佐久平駅周辺の更なる人口増加と人流の増大は確実
な状況といえます。令和4（2022）年度の北陸新幹線各駅あた
りの1日平均乗降客数を見ても、上田支部管内の上田駅4,224
人に対し、佐久支部管内の佐久平駅は4,540人であり、上田地
域を上回っている状況です。同じ佐久支部管内にある軽井沢駅の乗
降客数7,376人も併せ考えれば尚更です。

なお、統計のある直近4年間の長野家庭裁判所本庁・支部別の家
事新受事件数、現在の常駐調査官数は以下のとおりです。

【表2：長野本庁・支部別の家事新受事件数（括弧内は調停数）、常駐調査官数】

	件数(件) 【R元年】	件数(件) 【R2年】	件数(件) 【R3年】	件数(件) 【R4年】	常駐 調査官数(人)	4年間 事件数(件)
長野本庁	3,882 (497)	3,987 (435)	4,379 (498)	4,290 (485)	6	16,538 (1,915)
上田支部	2,425 (271)	2,559 (274)	2,483 (287)	2,494 (249)	5	9,961 (1,081)
佐久支部	<u>1,703</u> <u>(206)</u>	<u>1,781</u> <u>(212)</u>	<u>2,072</u> <u>(234)</u>	<u>2,090</u> <u>(191)</u>	<u>0</u>	<u>7,646</u> <u>(843)</u>
松本支部	4,466 (546)	4,688 (566)	5,057 (554)	4,368 (480)	5	18,579 (2,146)
諏訪支部	1,460 (205)	1,519 (180)	1,528 (155)	1,499 (177)	1	6,006 (717)
飯田支部	1,292 (164)	1,398 (150)	1,319 (139)	1,260 (131)	2	5,269 (584)
伊那支部	1,509 (167)	1,737 (163)	1,671 (149)	1,767 (146)	2	6,684 (625)
全県	16,737 (2,056)	17,669 (1,980)	18,509 (2,016)	17,768 (1,859)	21	70,683 (7,911)

(3) 特に子ども達を取り巻く環境を見ると、佐久市では、平成27(2015)年4月に佐久支部庁舎最寄りの児童数1,000人を超えるマンモス校であった岩村田小学校を二分して佐久平浅間小学校を分離新設しましたが、同校は開校時の約500名から児童数が増え続け、ここ数年は800名を超える状況が続いています。一方で、岩村田小学校も児童数約500名を保っている状況です。令和4(2022)年度は、佐久平浅間小学校の増築工事により従前の26学級に対して最大で30学級まで設置可能な体制を整えましたが、それでも佐久平駅周辺地域に移り住む児童数の見通しでは、収容可能な児童数を超えることが懸念されております。

このように、佐久支部庁舎周辺地域の児童人口の更なる増加は現実視され、佐久支部管内は、今後も、親権を争う家事事件や児童虐待関連事件が継続して発生する可能性が非常に高い地域といえます。

(4) 令和5(2023)年度は、我が国において初めて、こども施策を総合的・包括的に行うこども家庭庁が設置され、国は、「こどもまんなか社会」として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を国の真ん中に据える社会を目指すことを明確にし、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることを標榜しています。地域の家裁もその社会の一員として、子どもの最善の利益を第一に考えた改善・充実が必要です。

また、こども家庭庁設置とともに、令和5(2023)年4月か

ら施行された「こども基本法」では基本理念として子どもの権利条約の一般原則に相当する規定が置かれました（同法第3条）。特に、①差別の禁止、平等権保障（同条約第2条）、②子どもの最善の利益の第一義的考慮（同条約第3条）、③生命への権利、生存・発達の確保（同条約第6条）、④意見表明権、意見を聴かれる権利（同条約第12条）の4つの大原則は、家裁実務においても最大限保障されなければなりません。

令和5（2023）年10月に長野市で開催された第65回日本弁護士連合会人権擁護大会における決議においても、「家裁調査官を大幅に増員し、非常駐支部をなくすとともに、家裁調査官をより積極的に活用し、どの地域の子どもに対しても平等に意見表明権を保障し、子どもの最善の利益を最大限保障する家裁実務を速やかに実現する」という内容が掲げられました。家庭裁判所には、子どもに影響を及ぼす全ての手続について子どもの最善の利益を最大限保障することが求められています。

本来、調査官が常駐していない家裁支部などあってはなりません。

- (5) 特に、両親の離婚等に伴う環境変化は、子どもの人生にとっても一大事といえる場面であり、子どもの意見表明権、意見を聴かれる権利（同条約第12条）を実質的に保障することは、子どもの最善の利益を第一義的に考慮するために必須の手続です。離婚調停中であっても一方当事者に交際相手が存在する場合がありますが、子がそれに気付いていたり、時にはその交際相手に会っていたりすることもあります。その子が親の交際相手のことをどう感じているのか、将来の

継父や継母になるかもしれないことについての不安感等について裁判所から全く聴取されずに親権者が決まってしまうこともあります。このような実情は、子どもの意見表明権の保障が不十分であるというだけでなく、離婚後の虐待にも繋がりがねない状況といえます。

(6) 近年、児童虐待は増加の一途にあり、令和4（2022）年度（厚生労働省速報値）の児童相談所における児童虐待相談対応件数は過去最多の21万9170件を記録しました。自分にどのような権利があるのかも知らないまま幼い子どもが命を落とす悲惨な虐待事件も後を絶ちません。国は、平成17（2005）年から、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、児童虐待死事例について毎年検証を行っており、その報告である「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次報告から第18次報告までの間、表面化した虐待による死亡児童だけでも1,535人も多数に及んでおり、事態は深刻を極めています。

(7) 長野県佐久児童相談所における児童虐待相談数は平成23（2011）年度に100件を超え令和4（2022）年度の統計では384件となっており、児童虐待根絶のために調査官と佐久児童相談所職員とが日常的に速やかに連携できる体制整備は、従前からの佐久児童相談所の切実な要望となっています。

当協議会としては、佐久支部常駐の調査官には家事事件で活躍していただくことは勿論、さらに管内自治体の要保護児童対策地域協議会の委員にもなっただき、地方におけるモデルとなるような児童虐待防止のための連携体制を整えることが必要であると考え

ています。実際に、令和5（2023）年は佐久児童相談所から佐久市要保護児童対策地域協議会に対して、家庭裁判所の参画要望もなされています。

国は、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4（2022）年9月2日関係閣僚会議決定）や「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4（2022）年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、要保護児童対策地域協議会の機能強化を明確に打ち出しています。国は、「要保護児童等の早期発見や保護のみならず、個々の家庭の実情に応じた支援を行うためには、要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である」とし、要保護児童対策地域協議会を要として関係公的機関が連携することを強く求めています。地元の裁判所に常駐する調査官の要保護児童対策地域協議会への参画はこれに適うものです。地域の家庭裁判所から要保護児童対策地域協議会に参画することは、司法手続等について不案内な多くの委員にとって支援システム全体の共通理解を深め、関係機関・関係者の有機的な連携の質を向上させ、より円滑な虐待対応に繋げる契機となります。他方で、地域の家庭裁判所が児童虐待の実態や各関係機関等の連携を知る貴重な機会が確保され、家庭裁判所内部でも児童虐待の早期発見のための意識の醸成にも繋がります。

児童虐待死ゼロを実現し、児童虐待を真に防止していくのであれば、行政分野における体制拡充だけでは不十分であり、司法分野の体

制改善・運用改善は不可欠です。児童虐待防止については社会全てが関わって当然であり、より多くの公的機関を虐待行為からの防御機関として機能させ複眼的視点から子どもの生命を守るべきであって、子どもの生命を救いうる機関は全て関わるべきです。

佐久支部においては、佐久児童相談所も、長野「県」も、佐久広域連合も、佐久支部管内の全ての自治体も、佐久支部への調査官常駐を再三にわたり求めているにもかかわらず、常駐の調査官という重要な要素が欠け続けている状況です。

(8) 佐久支部に填補されている調査官自身も、令和4（2022）年の佐久調停協会主催の自庁研修において「(未成年子のいる)調停事件で調査官調査を行っているのは三分の一程度。残りの三分の二の事件の中にも問題がある件が相当程度含まれていると思っている」と明言しています。填補による各種負担にも鑑みれば、現場関係者こそが常駐の必要性について身をもって感じている状況であると思われます。

なお、佐久調停協会所属の調停委員からも、「調査官が填補されても常駐していないために普段から誰が調査官なのかもよくわからず、日常的な信頼関係の構築が難しい。」「過度に感情的な当事者の対応はカウンセリング等に長けた調査官の役割であると聞いているが、調停開廷日に調査官が必ず填補されている訳でもなく、結局は書記官や調停委員が必要以上の負担を強いられている。」などの声があり、常駐の調査官配置を待ち望んでいます。

2 少年審判の取扱い開始について

(1) 佐久支部は、長野本庁及び県内6支部の中で唯一少年事件を取り扱っていません。

刑事政策上、少年の家族や学校関係者、弁護士、保護司等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促す手法は、世界的にも評価されるものです。少年審判も、少年が居住する地域の裁判所で取り扱ってこそ、少年にとってより適切な更生環境を整えることが可能となります。ところが、県内で唯一、佐久支部だけが、少年審判を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は長野家庭裁判所上田支部（以下「上田支部」といいます）における手続への対応を強いられ、また、少年鑑別所も長野市にしかないため、本来あるべき少年の居住地域内における更生促進のための環境整備が困難になりがちです。

(2) これまで、裁判所からは、「少年事件を取扱う支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、事件数、交通機関の便、押送を含む身柄付送致事件の処理態勢、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離などを総合的に勘案して各家裁が定めているところであるが、長野家庭裁判所ではこのような諸事情を勘案し佐久支部では少年事件を取り扱わないものとし、佐久支部の少年事件は上田支部が取り扱うものと定めている。」といった回答が続いてきました。

(3) しかし、「事件数」についていえば、佐久支部管内の少年事件を受け入れている上田支部の少年新受事件数は、下記表3のとおり、本

庁より人口が7万人弱少ないにもかかわらず、例年本庁に迫るほどの事件数を記録しています。これは、佐久支部管内の事件が含まれているからに他なりません。実際に少年事件に関わっている弁護士からは、実感として上田支部管内よりも佐久支部管内で発生する少年犯罪のほうが多いという声も聞かれるほどであって、事件数の観点から佐久支部のみ少年審判を取り扱わない理由はありません。

【表3：長野本庁・支部別少年新受事件数（R1～R4）】

	管内人口(人) (R6.1.1)	件数(件) 【R1】	件数(件) 【R2】	件数(件) 【R3】	件数(件) 【R4】	4年間 事件数(件)
長野本庁	527,809	173	118	99	104	494
上田支部	260,625					
佐久支部	201,925	145	97	80	83	405
松本支部	496,426	156	128	155	92	531
諏訪支部	188,604	56	55	40	29	180
飯田支部	149,564	32	32	26	37	127
伊那支部	175,648	34	26	24	26	110
合計	2,000,601	596	456	424	371	1,847

(4) 次に、「交通機関の便」の点についてですが、佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広く、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要します。決して、上田支部との交通機関の便が良いとはいえません。

(5) さらに、「押送を含む身柄付送致事件の処理態勢」の点についてですが、長野地方裁判所佐久支部では通常刑事事件を取り扱っており、佐久支部において少年事件を取り扱うことになったとしても、この点で問題が生ずるとは考えられません。

(6) 加えて、「少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離」の点についてですが、少年鑑別所及び保護観察所は長野県内には長野市にしか存在せず、それ自体も改善すべき問題ですが、現状において、佐久支部よりも遠方である複数の県内他支部においても少年事件を取り扱っていることからすれば、少年鑑別所や保護観察所から遠方であることが佐久支部で少年事件を取り扱わない理由にはなりません。むしろ、重要な関係機関である児童相談所は上田支部管内には存在せず佐久市内に存在しており、佐久支部が少年審判を取り扱うことになれば、佐久支部と佐久児童相談所との間で有意義な連携関係を築くことが期待できます。

(7) 以上のとおり、裁判所が掲げる上記諸要素を具体的に検討しても、佐久支部において少年事件を取り扱わない理由はありません。

むしろ、上記のとおり、国は、「常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすること」を標榜しており、地域の家庭裁判所には、子どもの最善の利益を第一に考えた改善・充実が求められています。

佐久支部管内の事件関係者は、上田支部庁舎で行われる手続に対応しなければならず、時間的・経済的な負担を余儀なくされます。そのため、少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞いただけで、その距離と時間を理由に更生への協力を拒む者も存在します。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体

が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情の一つとなっています。このような現状は、こども基本法及び子どもの権利条約における大原則である子どもの最善の利益原則や、差別されない権利（地域間格差の是正）の見地からも、早急に改善しなければならぬ問題です。

少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはなく、佐久支部においても、早急に少年審判の取扱いがなされるべきです。

3 エレベーターの設置について

(1) 佐久支部庁舎には、県内支部において唯一エレベーターが設置されておらず、不便であるだけでなく危険です。佐久支部管内地域は、多くの高齢者や障害者も裁判所を利用します。また、乳幼児を抱えての来庁者や妊娠中の女性の利用も少なくありません。

(2) 過去に貴庁からは、2階建庁舎は、新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという方針が示されましたが、建替えが年に1～2庁舎程度に過ぎないことからすれば、完全バリアフリー化が叶うまでには100年以上を要することにもなりかねません。そのような方針は、我が国も批准している障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」といいます）にも、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

(3) 令和4(2022)年9月9日の国連障害者権利委員会の日本に対する総括所見では、日本政府に対して、「特に、ユニバーサルデザインにより、裁判所、司法及び行政施設への利用の容易さ(アクセシビリティ)を確保し、障害者が、他の者との平等を基礎として、司法手続をひとしく利用する機会を保障すること。」という内容の勧告(第30項)がなされました。改善対象として、裁判所が真っ先に挙げられている状況です。

佐久支部においても、地元からの強い要望を再三お伝えしているにもかかわらず、バリアフリー化の一丁目一番地ともいふべきエレベーター設置すら叶わない状況であり、このような事態は高齢者・障害者をはじめとする歩行に困難を伴う利用者にとって司法手続を利用する機会が十分に保障されていない状態と言わざるを得ません。

(4) 佐久支部庁舎については、令和3(2021)年度の改修工事により、従前2階にしかなかった調停室と待合室が1階にも設置され、たしかに調停については相当程度改善がなされました。しかし、法壇と傍聴席を備えた法廷は依然として2階にしかなく、配慮を要する当事者等がある場合には、刑事公判手続にいたるまで1階のラウンドテーブル法廷を流用し急場を凌いでいる状況です。

ラウンドテーブル法廷は狭く、傍聴席にも限りがあり裁判の公開原則上の問題があるだけでなく、傍聴席から当事者席までの距離が近すぎ、特に刑事公判手続では保安上の大きな問題があります。被告人と裁判官・検察官・弁護人までの距離が近すぎることも、保安上非常に懸念されます。また、急ごしらえの法廷で、裁判の格式や被告人

への感銘力等についても問題があります。さらに、佐久支部には障害のある弁護士も在住し、ここ数年は、当該弁護士が担当する事件については刑事事件も含めてラウンドテーブル法廷が流用されていましたが、当該弁護士によれば、その都度裁判所職員が苦勞して法廷のセッティングをしていることに常日頃心苦しさを感じ続けていたとのことであり、現在は休業に至っています。

加えて、事件当事者や代理人だけでなく、日常的に庁舎を利用する裁判官、裁判所職員、調停委員等に障害や怪我等がある場合の労働環境としての問題も解決されていません。

- (5) 上記のとおり、佐久支部には可及的速やかにエレベーターの設置がなされるべきことは明らかです。もっとも、当協議会は、エレベーター設置のみを目的として活動してきたわけではなく、佐久支部において、完全バリアフリー化は勿論のこと、調査官の常駐、少年審判の取扱い等を実現し、それらの人的物的体制や機能面での拡充に相応しい庁舎の実現を求め続けてきたものです。

数年前に現庁舎を改修したことに鑑みれば、全面的な建替えにまで至らなくとも、エレベーター完備の別棟を建設し、大法廷・少年審判廷・調査官室等を設け、2階で現庁舎と接続するといった形での施設の拡充も検討していただきたいと考えます。

4 予算措置の必要性

(1) 国家予算拡充の必要性について

国家予算に占める裁判所予算の割合は、国家三権の一つでありなが

ら1%にも満たず国家予算の僅か0.3%台で推移し、令和5（2023）年当初予算では初めて0.3%を割り込み、約0.282%まで低下している状況にあります。

調査官の問題についていえば、家庭裁判所においては、調査官の積極的関与が期待されていますが、絶対的な人数が不足しており、佐久支部をはじめ調査官が常駐していない支部及び出張所も多く、離婚事件等において子どもの意見が十分に確認されないまま親権者や面会交流条件等が決められてしまう例も珍しくありません。それにもかかわらず、家裁調査官の定員は直近15年間で僅か2名しか増えていません。政府が、直近5年間で児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を合計で3,000人以上増員し、さらに令和5（2023）年度からの4年間で約2,000人増員する方針を示しているのとは対照的です。

また、裁判所のバリアフリー化の問題について言えば、先進国として障害者権利条約に批准した以上、本来はエレベーターの設置などは超基本的なバリアフリー化の第一歩であって、真っ先に予算付けして全庁舎に完備し、むしろ、その先にある様々なアクセス阻害の解消（訴訟費用の負担、情報通信機器、字幕、点字、手話等、手続に関する公式情報及び通信を利用する機会の保障等）に努めていなければならないはずです。

（2）子どもの権利保障のための予算措置の必要性について

国連子どもの権利委員会は、直近の令和元（2019）年に行われた日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見において、予

算配分の妥当性、有効性及び衡平性の監視及び評価を行うための具体的指標及び追跡システムを包含した予算策定手続を確立するように強く勧告し、その手段として「児童の権利に直接影響を与える全ての支出の計画、確定、補正及び実際の額について、詳細な予算科目及び予算項目を定めること」等を掲げています。

家庭裁判所における子どもに関する手続はすべからく子どもの権利に直接影響を与えるものであり、子どもの権利保障のための家裁の人的物的基盤拡充に当たっては、予算の優先配分がなされなければなりません。

(3) 高齢者・障害者の権利保障のための予算措置の必要性について

障害者権利条約第4条第1項(a)において、締約国は「この条約において認められる権利の実現のため全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること」を約束しています。裁判所における利用の容易さの確保の実現のための予算措置も当然にこれに含まれます。

(4) 佐久支部改善のための予算措置について

当協議会の要望事項1・2は、家庭裁判所における子どもの意見表明権を保障し、子どもの最善の利益を第一義的に考慮し、地域間格差なく「子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする」国の方針に適ったものであり、前述した佐久地域の社会状況にも鑑みれば、早急な改善のための予算措置を要するものです。

また、要望事項3についても、佐久支部では、高齢者等が、人生の一大事で裁判所に赴いているという意識のもと、無理をして階段を昇ってしまうことがままあり、いつ事故が起こってもおかしくない

状況にあります。佐久支部庁舎 2 階で急病人が出た際には、階段が狭くストレッチャーの搬入ができず、階段の勾配のために担架の使用もできなかったという実例も報告されています。抽象的な利用の容易さ（アクセシビリティ）の確保の検討をしている間にも、取り返しのつかない事故等が生じかねず、改善のために早急な予算措置が必要です。

- 5 当協議会は、貴庁に対して、一日も早く、佐久地域の社会事情に相応しい佐久支部の人的物的体制を充実していただくことを、ここに改めて切に要望いたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会 長	佐久広域連合 広域連合長	柳 田 清 二
副 会 長	佐久広域連合議会 議長	丸 山 正 昭
副 会 長	長野県議会 議員	小 山 仁 志
監 事	佐久調停協会 会長	遠 山 雅 子
監 事	佐久児童相談所 所長	湊 上 瑞 江
	佐久広域連合議会 副議長	石 井 正 行
	長野県議会 議員	山 岸 喜 昭
	長野県議会 議員	花 岡 賢 一
	長野県議会 議員	藤 岡 義 英
	長野県議会 議員	大 井 岳 夫
	長野県議会 議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会 会長	山 岸 重 幸
	佐久保健福祉事務所 所長	小 松 仁
	長野県社会福祉士会 会長	吉 澤 利 政
	佐久市更生保護女性会 会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会 会長	鷹 野 智 恵
	長野県司法書士会 副会長	宮 川 巧
事 務 局 長	長野県弁護士会 地域司法計画推進委員会 委員長	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合 事務局長	武 者 泰 雄
事 務 局	佐久広域連合 事務局次長	塩 川 源 太 郎
事 務 局	佐久広域連合 事務局庶務課企画係長	望 月 裕 一